

第2 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の居住年別控除額表

居住の用に供した日(年)	各 年 分 の 控 除 額 (注) 1, 2, 3	所得要件	床面積要件	
			新築等	増改築等
平成11年1月1日から 平成13年6月30日まで	A 1年目から6年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高5,000万円) B 7年目から11年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.75\%$ (最高5,000万円) C 12年目から15年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高5,000万円) (注) 4	3,000 万円以下	50㎡以上	
平成13年7月1日から 平成16年12月31日まで	1年目から10年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高5,000万円) (注) 4			
平成17年	A 1年目から8年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高4,000万円) B 9年目及び10年目 $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高4,000万円)			
平成18年	A 1年目から7年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高3,000万円) B 8年目から10年目まで $\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高3,000万円)			

居住の用に供した日(年)		各 年 分 の 控 除 額 (注) 1, 2, 3	所得要件	床面積要件	
				新 築 等	増改築等
平成 19年	①住宅借入金等 特別控除の適用を受ける場合(②又は③を選択する場合を除く。)	A 1年目から6年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高2,500万円) B 7年目から10年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高2,500万円)	3,000 万円以下	50㎡以上	
	②住宅借入金等 特別控除の控除額の特例を選択する場合	A 1年目から10年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.6\%$ (最高2,500万円) B 11年目から15年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.4\%$ (最高2,500万円) (注) 5			
	③高齢者等居住 改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択する場合(平成19年4月1日以後に居住の用に供した場合に限る。)	1年目から5年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\%$ (最高200万円) + $\left[\begin{array}{c} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末} \\ \text{残高の合計額} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] - \text{(A)} \times 1\%$ (注) 6			

居住の用に供した日(年)		各 年 分 の 控 除 額 (注) 1, 2, 3	所得要件	床面積要件	
				新築等	増改築等
平成 20年	①住宅借入金等 特別控除の適用を受ける場合(②、③又は④を選択する場合を除く。)	A 1年目から6年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高2,000万円) B 7年目から10年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高2,000万円)	3,000 万円以下	50㎡以上	
	②住宅借入金等 特別控除の控除額の特例を選択する場合	A 1年目から10年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.6\%$ (最高2,000万円) B 11年目から15年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 0.4\%$ (最高2,000万円) (注) 5			
	③高齢者等居住 改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択する場合	1年目から5年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\%$ (最高200万円) + $\left[\begin{array}{c} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末} \\ \text{残高の合計額} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] - \text{(A)} \times 1\%$ (注) 6			
	④断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択する場合(平成20年4月1日以後に居住の用に供した場合に限る。)	1年目から5年目まで $\left[\begin{array}{c} \text{特定増改築等} \\ \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(A)} \end{array} \right] \times 2\%$ (最高200万円) + $\left[\begin{array}{c} \text{増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末} \\ \text{残高の合計額} \\ \text{(最高1,000万円)} \end{array} \right] - \text{(A)} \times 1\%$ (注) 6			

(注) 1 居住の用に供した年を「1年目」と表示している。

2 控除額の100円未満の端数は切り捨てる。

3 平成11年1月1日以後に新築等をした家屋を居住の用に供した者の「住宅借入金等の年末残高の合計額」には、家屋とともにした敷地等の取得に係る一定の借入金又は債務の年末残高も含まれる。

また、平成19年4月1日以後に高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分を居住の用に供した者又は平成20年4月1日以後に特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む増改築等をした部分を居住の用に供した者が、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合の「増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額」には、その増改築等とともにした敷地等の取得に係る一定の借入金又は債務の年末残高も含まれる。

4 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間にした家屋の取得等が「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等」である者は、以下の算式によって控除額を計算することができる（控除期間は6年間、「住宅借入金等の年末残高の合計額」は最高3,000万円となる。）。

〔1年目から6年目まで〕

イ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 2\%$$

ロ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え、2,000万円以下の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% + 10 \text{ 万円}$$

ハ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超える場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 20 \text{ 万円}$$

5 この特例による計算方法を選択する場合で、かつ、その他の新築等をした家屋又は増改築等をした部分を平成19年中又は平成20年中において居住の用に供し、その新築等をした家屋又は増改築等に係る住宅借入金等についても控除を受ける場合には、同一の年中に居住の用に供した新築等をした家屋又は増改築等をした部分に係るすべての住宅借入金等（家屋とともに購入したその家屋の敷地に係る住宅借入金等を含む。）についてこの計算方法によらなければならない。

6 この控除による計算方法を選択する場合で、かつ、2回以上の住宅の増改築等をして、これらの住宅の増改築等をした部分を平成19年4月1日以後（特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む増改築等をした部分の場合は、平成20年4月1日以後）に居住の用に供した場合には、同一の年中に居住の用に供したこれらの住宅の増改築等をした部分に係るすべての増改築等住宅借入金等（住宅の増改築等をした部分の敷地に係る増改築等住宅借入金等を含む。）について、この計算方法によらなければならない。